

教員採用試験に係る「求償権行使懈怠違法確認請求事件（住民訴訟）」の 第一審（大分地裁）判決について

令和7年2月3日
教育人事課

1 当事者

原告：特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン 代表者理事長 永井 敬三
被告：大分県知事

2 事件の概要

大分県知事が元教育審議監及び元副主幹に対する求償権の行使を怠っているとして、その「違法確認」を求めた住民訴訟

3 主張の要旨

原告：県は点数改ざんをした元教育審議監及び元副主幹に対して求償権を有する。
（理由）元教育審議監及び元副主幹の点数改ざん行為がなければ、採用取消処分も行われなかった。

被告：県は求償権を有しない。
（理由）元教育審議監及び元副主幹は採用取消処分には関与しておらず、元教育審議監及び元副主幹の行為と損害の間に因果関係は認められない。

4 訴訟の経緯

○ 平成20年度教員採用選考試験（平成19年度実施）の成績に不正な点数操作があったため採用決定の取消処分（本件取消処分）を受けたことについて、中学校教諭が、大分県に対し、本件取消処分の取消しと精神的苦痛についての損害賠償を求め、提訴した。

〔平成21年2月26日大分地裁へ提訴〕

○ 本件取消処分は、点数操作に教諭側の関与があったかなどの具体的事情を調査・検討しておらず、県教委の過失が認められるものとして、国家賠償法上の違法が確定した。

〔平成30年6月28日最高裁決定〕

○ 県教委は、国家賠償法上の違法事由が「違法な採用取消処分」であり、本件取消処分に関わった者に故意・重過失がないことから求償は行わないことを決定した。

〔令和2年8月28日教育委員会決定〕

●提 訴（大分地裁 令和4年3月 9日）

●第一審判決（大分地裁 令和7年1月31日）

「原告の請求を棄却する。」

【判決理由】

- ・ 県が当該教諭に支払った賠償金は、採用取消処分が原因。
違法理由も、もっぱら採用取消処分を行った県教委職員らの判断の誤りにある。
- ・ 当該教諭に関するこれまでの裁判でも元教育審議監らの点数改ざんにより教諭に損害を生じさせたとの判示はない。
点数改ざんと県が支払った賠償金との間に相当因果関係があるとは認められない。
- ・ 点数改ざんがなされたといっても、必ずしも採用処分が取り消される関係にあるとはいえず、両者が不可分一体の行為とは認められない。